

## 見 積 一 覧 表

契 約 の 方 法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当 該 業 者 を 選 定 し た 理 由	<p>上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。</p> <p>五所川原市ふるさと交流圏民センターにおける当該工事は冷温水発生機の故障に伴う機器装置の更新であり、貸館業務に影響が及ばない6月下旬の冷房への切り替え（昨年末の故障により現在は暖房から冷房への切り替えが不可能）のため、既設の配管等を活用した工事の採用と早期の工事発注が必要となる。以上のことから既設機器の販売、施工を行うグループ会社である株式会社日立ビルシステム東北支社との随意契約が妥当と判断する。</p>		
工 事 番 号	五教文ス 第2号	発 注 担 当 課	文化スポーツ課
工 事 名	ふるさと交流圏民センター冷温水発生機取替 工事		
工 事 場 所	五所川原市宇幾世森 地内		
工 事 期 限	平成28年7月15日	工 事 の 種 類	管工事
工 事 概 要	吸収冷温水発生機、冷却水水処理装置取替工事 一式		
予定価格(税抜き)※	円	最低制限価格の設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ 有
見 積 依 頼 業 者 ( 契 約 の 相 手 方 )	見 積 書 記 載 金 額 ( 円 )	摘 要※	
株式会社 日立ビルシステム 東北支社	¥ 2 4 , 5 0 0 , 0 0 0 -	平成28年4月12日締結	
備考			
見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。			

※ 契約締結後に公表する場合は、予定価格と摘要欄に契約締結日を記載すること。